# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2025年10月21日

【会社名】 株式会社カドス・コーポレーション

【英訳名】 Cados Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 工藤 博丈

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 山口県山口市小郡黄金町 7番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 工藤 博丈 は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年7月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性を考慮し決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

「業務プロセスに係る内部統制」の評価範囲は、当社全体を単一の事業拠点として捉えるとともに、当社は、建設事業と不動産事業を2つの柱として事業展開を行っていることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、建設事業の施工に伴い計上される「完成工事高」及び「完成工事原価」並びに不動産事業の実施により計上される「不動産事業売上高」及び「不動産事業売上原価」に至る業務プロセスとして、「建設売上プロセス」、「建設原価プロセス」、「賃貸用不動産売上プロセス」、「賃貸用不動産原価プロセス」、「販売用不動産売上プロセス」及び「販売用不動産原価プロセス」を評価対象としました。更に財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、「固定資産管理プロセス」及び「人件費プロセス」を評価対象に追加しております。

決算・財務報告プロセスに係る内部統制(固有の業務プロセスとして評価する項目)の評価範囲については、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、「工事損失引当金プロセス」、「工事補償引当金プロセス」、「減損会計プロセス」及び「税効果会計プロセス」を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象としております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

### 5 【特記事項】

該当事項はありません。